

山口県災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

山口県（以下「甲」という。）と山口県社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における山口県災害ボランティアセンター（以下「県センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山口県災害時応急対応活動として行う、県センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（県センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、県センターを設置する必要があると判断したとき、甲乙協議の上、乙は県センターを設置するものとする。

（県センターの設置場所）

第4条 県センターの本部事務所は、乙の事務所に設置する。

ただし、被災等により乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

（県センターの運営）

第5条 乙が設置する県センターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙が県センターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、県センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（県センターの業務）

第7条 県センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）被災地及び市町センターに関する情報収集・情報発信

- (2) 市町センターの設置運営支援・連絡・調整・派遣等
- (3) 県外センターとの間の連絡・調整・受入及び派遣等
- (4) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (5) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (6) 山口県災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ① 被災状況・避難情報
 - ② インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ ボランティアによる支援活動の状況
 - ④ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤ その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (7) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (8) その他、センターの活動に必要な業務（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第9条 甲は、県センターの設置・運営に要する経費のうち、災害救助法の国庫負担の対象となる費用を負担する。

2 前項以外の費用負担については、甲乙協議の上、決定する。

（請求及び支払）

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 乙は、支出状況がわかる書類等に関する資料について、会計法に基づき5年間保管するものとする。

（県センターの閉鎖）

第11条 県センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

（報告）

第13条 甲は、乙に県センターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第 14 条 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、県センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

2 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 3 月 1 8 日

甲 山口市滝町 1 番地 1 号
山口県

山口県知事 村 岡 嗣 政



乙 山口市大手町 9 番 6 号
社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

会 長 隅 喜 彦

